

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

分 会 規 程

昭和 59 年 12 月 12 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟の規約第 3 条に基づく分会の設置及び運営について定める。

(分会及び規約)

第 2 条 分会の単位組織は、会員規程第 2 条第 1 項に定める団体ごと、同条第 2 項に属する団体は、統括する連合会ごとに組織するものとする。

② 前項に定める団体は、この連盟が別に定める分会規約（例）に準拠し設定するものとする。

(分会の構成)

第 3 条 分会の構成は、この連盟の会員規程に定める正会員をもって構成する。

(運 営)

第 4 条 分会の運営は、正会員の中から会員によって選出された役員によって運営する。

② 分会の役員は、所属正会員の意志を尊重し、かつ民主的な方法によって運営統率しなければならない。

(分会の業務)

第 5 条 分会は、この連盟業務の円滑をはかるため、次の業務の窓口を担当するものとする。

- 1 分会会員及び家族の実状把握と会員名簿の整備
- 2 正会員の標準給与、掛金、正会員積立金等の管理
- 3 賦課金の徴収、納付事務
- 4 正会員積立金の造成納付及び還付事務
- 5 各種給付の申請及び交付事務
- 6 正会員に対する貸付金にかかる事務
- 7 体育文化大会の参加業務
- 8 諸会議の開催参加

9 各種情報の連絡

10 正会員の福利厚生事業増進に関する事項

11 その他必要な事項

- ② 分会は、この連盟が行う前条第7号、第8号及び第9号の事項を行う場合、この連盟を支援するものとする。

(分会活動助成金)

第6条 この連盟は、分会活動を支援するため予算の範囲内において、助成金を交付することができる。

- ② 分会は、前項の助成金の交付を受けた場合は、分会の会計に繰入したのちでなければ、分会活動費として支出できないものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めない事項で支障が生じた場合は、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和59年12月12日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日一部改正)

この規程は、平成25年12月2日から遡及施行する。